

令和4年度 定期監査結果報告書の概要

令和5年2月
備前市監査委員

1 監査の実施状況

令和4年度の監査対象となる部局は、10部局を選定し、その部局のうち監査対象29部署を選定した。そして、監査期間は、4年9月16日から5年2月9日までとなっている。

定期監査は、全庁的な重点監査事項として、①補助金事務の適正化、②補助金・委託料等を支出し事務局を担っているもの、③寄附物品の受入事務及び管理、④50万円以上の物品の管理状況を設定し、この重点監査事項に係る事務等が関係規程に基づき適正に行われているか、有効性、効率性、経済性及び合規性等の観点から適切か、事務処理上改善する必要がないかなどに着眼して監査を実施した。

監査にあたっては、これら関係書類を確認し書面による質問を実施した。そして、書面による質問への回答を踏まえ、監査対象の部署に対し、対面によるヒアリング及び実査を実施した。

前述の観点から実施した監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、表1のとおり、15部署に対し、7件の指摘、6件の指導を行った。

表1 過去5年間の個別事項の状況

	監査対象 部署数	個別事項対象 部署数	個別事項 計(件)	個別事項の うち指摘事項 (件)	個別事項の うち指導事項 (件)
平成30年度	36	8	10	7	3
令和元年度	32	11	13	6	7
令和2年度	21	11	8	4	4
令和3年度	27	18	11	4	7
令和4年度	29	15	13	7	6

(注1) 令和元年度までは、指導事項ではなく、意見(要望)事項としていた。

(注2) 1つの個別事項で複数の部署が対象となるものがあるため、計は一致しない。

2 監査の結果の概要

【指摘事項 7 件】

(1) 法令等に違反していると認められるもの

- ア 市の組織に対して補助金を交付することについて規則等に違反しているもの（小中一貫教育課 7 ページ参照）
- イ 適正な補助事業等計画変更申請を受けず、その承認も行っておらず、実績報告書等の書類の内容が不適合であったにもかかわらず補助金等確定通知書を交付しており、規則等に違反しているもの（教育文化振興課 8 ページ参照）
- ウ 備前市スポーツ協会運営補助金の交付に関し、要綱で補助対象外としている経費を補助金の対象と認めており、要綱等に違反しているもの（社会教育課 9 ページ参照）
- エ 市道・市管理河川等ボランティア推進事業補助金の交付に関し、定められた期日までに活動実績報告書の提出がなく要綱等に違反しているもの（建設課 10 ページ参照）

(2) その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

- ア 公金と私有金を混同したり、不明金が発生したりしているにもかかわらず必要な手続きがなされていないなど、適正を欠いているもの（三石総合支所管理課、吉永総合支所管理課 11～12 ページ参照）
- イ 市の所有する物品を定期的に棚卸するなどの適切な記録、管理がされておらず、適正を欠いているもの（危機管理課、三石総合支所管理課、介護福祉課、市民協働課、建設課、吉永認定こども園、社会教育課、教育文化振興課、公共交通課 13～14 ページ参照）
- ウ 市に寄附された物品の適切な記録、管理がされておらず、適正を欠いているもの（危機管理課、吉永認定こども園、小中一貫教育課、社会教育課 15 ページ参照）

【指導事項 6 件】

(1) 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの

- ア 補助金の適正な執行のため、補助金の交付を受けた団体から各支部へ分配された補助金等の執行状況を把握し、未執行や、繰越金としている場合には、適切な額を精算させた上で補助金額を決定する必要があるもの（社会教育課 16 ページ参照）
- イ 補助金の交付に際し、補助金の執行状況等を適切に精査した上で補助金を交付する必要があるもの（介護福祉課 17 ページ参照）
- ウ 吉永美術館の利用が低調になっていることから、所蔵品を活用する等施設の効率的な運用を検討する必要があるもの（吉永美術館 18～19 ページ参照）

(2) その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

- ア 任意団体の事務局を市が担っていることについて再度検討する必要があるもの（市民協働課、保健課、介護福祉課、吉永総合支所管理課、小中一貫教育課、社会教育課、吉永地域公民館、教育文化振興課 20～23 ページ参照）
- イ 地域おこし活動に直接必要でない経費を、地域おこし活動補助金の対象としていることは、適性を欠いているもの（市民協働課、吉永総合支所管理課 24 ページ参照）
- ウ 補助金の交付にあたり、要綱等の規定がないまま交付決定前に事業を開始した経費を補助金の対象とするなど適正を欠いているもの（保健課、市民協働課 25 ページ参照）

【勧告 該当なし】

3 監査委員の意見

監査委員は、各部署から提出された資料等を基に監査を実施しているが、各部署が十分な確認を行わないまま資料等を提出された事例が見受けられた。正しい資料等を基に監査を行わなければ、正しい監査結果を導き出すことはできない。このため、市は、監査委員に対し、包み隠さず正しい資料等を提出し、また正しく回答するようにしていただきたい。

監査委員は、監査等の結果にあたり、指摘事項等により市の財務事務については是正や改善を求めているが、今年度の監査においても過去、指摘したものと類似した事案が見受けられた。また、市は、事業を実施するにあたり、事業開始時と現在で状況が様々に変わっているにもかかわらず、現状に合わせた規定の見直しが行われていないため、規定と運用に齟齬が生じているものも見受けられた。

については、監査等の結果に基づいて、次の点に留意し改善することを望むものである。

(1) 市が各種団体へ交付している補助金について

補助金等の事務については、補助金等交付規則や要綱等に基づき行われるべきである。補助金の交付にあたり、規定と現実に齟齬が生じているのであれば、必要に応じて規定を見直す必要がある。また、補助事業の審査を行うにあたり、補助金交付先の団体等の決算書のみではなく、当該補助金のみについての収支決算書等の提出を求めるなど、職員が補助金の使途が明確に確認できるようにする必要がある。さらに、市が市の組織に対して補助金を支出しているように見える補助金があるため、補助金の交付先を法令等に基づき整理し、補助金として支出すべきかどうかの判断や、要綱、規定等の整備を行うように改善する必要がある。

(2) 市が任意団体の事務局を担うことについて

市が、任意団体の事務局を担っていることは、当該団体へ補助金・委託料等を支出している上に、さらに役務を提供していることであり、事務局を担うことについて、その必要性を整理し、検討する必要がある。そして、検討した上で、事務局を担う必要があるのであれば、その事務を適正に行うことができる環境を整備する必要がある。

(3) 物品の管理について

この数年指摘を続けているが、記録等を確認する仕組みが有効に機能していないと言わざるを得ない状況である。また、管理にあたり組織全体の帳簿とは別に、必要に応じて各部署が作成している帳簿等が存在しているが、各帳簿間の連携が不十分であったり、事務が重複している状況が見受けられた。組織全体で帳簿等の整理を行うなどにより、事務の正確性と効率性を向上させる必要がある。

(4) 公金等の取扱いについて

職員は、市民から預かっている貴重な公金を取り扱っているという観点から、公金をより慎重に取り扱う必要がある。そして、年度が替わる又は担当者が変更となるなどの際には、現物確認を行う等、保管物の引継ぎを適切に実施し、不明金等が生じていないことを確認することが必要である。

(5) 監査等の結果の活用について

市は、監査等の結果を、単に指摘対象の個別部署の問題にとらえることなく、市の組織を横断的にとらえ、潜在するリスクに対応する必要がある。そして、市は、内部統制の観点で、組織全体の調査を実施し、全体のリスクを把握した上で、例規等を改正し、効率的で、公正性や透明性を確保できる職場環境に整備する必要がある。